

事務連絡  
令和2年12月9日

各都道府県・指定都市  
精神保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部精神・障害保健課

### 障害者虐待防止権利擁護研修に係る情報提供について

平素より精神保健福祉行政の推進について、ご協力賜り御礼申し上げます。

障害者虐待防止法において、学校の長、保育所等（保育所、認定こども園及び認可外保育施設）の長、医療機関の管理者は、研修の実施等の間接的防止措置の実施が義務付けられております。

学校の長等の障害者虐待防止の意識を醸成し、間接的防止措置を適切に果たすことができるようにする観点から、厚生労働省障害福祉課より、「令和2年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修の実施等について」（令和2年7月29日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡）（別添1）が発出されました。

事務連絡においては、各都道府県障害保健福祉主管課に対して、本来の研修受講生である自治体職員や障害者福祉施設従事者等の受講に差し支えない範囲内で、今年度の都道府県障害者虐待防止・権利擁護研修より学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者も受講対象とするよう、受講対象者を拡大することを検討いただくよう依頼されるとともに、学校等の関係者が、障害者虐待防止・権利擁護研修を受講する際のフローを別紙の通り整理し、都道府県障害保健福祉部局宛に周知されています。（別添2）

今般、厚生労働省障害福祉課から当課に対して別添1及び別添2を各地方自治体関係部局に周知するよう依頼がありましたので、その内容をご了知の上、貴管内精神科医療機関に対して周知いただくようお願いいたします。今後、各都道府県障害保健福祉主管課から、フローに基づき、参加の案内がございましたら、関係者の積極的な参加に向けて、御対応をお願いします。

なお、別添2の受講フローについては、関係省庁等と調整済みであることを念のため申し添えます。

【参考：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）】

## 第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等

（就学する障害者に対する虐待の防止等）

第二十九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等）

第三十条 保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等）

第三十一条 医療機関（医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

事務連絡  
令和2年12月7日

文科省初等中等教育局特別支援教育課  
厚生労働省医政局総務課  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
厚生労働省精神・障害保健課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

#### 障害者虐待防止・権利擁護研修の受講に係る周知について

平素より障害保健福祉行政の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、「令和2年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修の実施等について」（令和2年7月29日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡）（別添1）を发出し、各都道府県障害保健福祉主管課に対して、今年度の都道府県障害者虐待防止・権利擁護研修より、学校の長等の障害者虐待防止の意識を醸成し、間接的防止措置を適切に果たすことができるようにする観点から、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者も受講対象とするよう、受講対象者を拡大することを検討いただくよう依頼したところです。

また、この度、学校等の関係者が、障害者虐待防止・権利擁護研修を受講する際のフローを別紙の通り整理し、都道府県障害保健福祉部局宛周知したところです。（別添2）

つきましては、学校等の関係者が、障害者虐待防止・権利擁護研修を受講できるよう、貴課より、各地方自治体の関係部局に対して周知していただきますよう、御協力をお願いいたします。

(別添1)

事務連絡  
令和2年7月29日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域生活支援推進室

令和2年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修の実施等について

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今年度の障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修について、下記のとおりとすることとしましたのでお知らせいたします。

また、今年度の都道府県障害者虐待防止・権利擁護研修の実施にあたっては、以下の点について配慮いただきますようお願いいたします。

## 記

### (1) 障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修について

国が実施する標記研修につきましては、障害保健福祉関係主管課長会議において令和2年11月17日(火)から18日(水)までの日程で国立障害者リハビリテーションセンターにおいて実施する予定としてお示しておりました。

本研修については、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、全ての講義、演習についてオンラインで実施をすることといたしましたので、ご承知おきください。オンライン研修実施における推奨環境や受講に係る注意事項等については追ってご連絡いたします。(日程は変更ありません。)

### (2) 都道府県障害者虐待防止・権利擁護研修について

障害者虐待防止法において、学校の長、保育所等(保育所、認定こども園及び認可外保育施設)の長、医療機関の管理者は、研修の実施等の間接的防止措置を実施することとされております。

学校の長等の障害者虐待防止の意識を醸成し、間接的防止措置を適切に果たすことができるようにする観点から、今年度の都道府県障害者虐待防止・権利擁護研修より学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者も受講対象とするよう、受講対象者を拡大することにつきましてご検討いただくと

もに、受講会場の配慮をお願いいたします。

また、都道府県の実施する研修について、障害者虐待防止を担当する市町村職員も受講していますが、今年度の研修実施に際して、未受講の市町村職員がいる市町村の把握及び当該市町村への受講勧奨を行っていただきますようお願いいたします。

なお、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者の受講については、全日程の受講を求めるものではなく、例えば講義部分のみの受講でも差し支えありません。さらに、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者の募集にあたっては、本来の研修受講生である自治体職員や障害者福祉施設従事者等の受講に差し支えないよう、受講定員に余裕がある場合において、別途定員枠を設けることや、オンラインでの開催などの工夫をお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援推進室 虐待防止対策係 池沼、中原 TEL：03-5253-1111 (3149) FAX：03-3591-8914
--

事務連絡

令和2年12月4日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

## 障害者虐待防止・権利擁護研修に係る学校等の長の受講について

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、「令和2年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修の実施等について」（令和2年7月29日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡）（別添）を発出し、各都道府県障害保健福祉主管課に対して、今年度の都道府県障害者虐待防止・権利擁護研修より学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者も受講対象とするよう、受講対象者を拡大することを検討いただくよう依頼したところです。

この度、学校等の関係者が、障害者虐待防止・権利擁護研修を受講する際のフローを別紙の通り整理するとともに、関係部局に対しても、都道府県の関係部局へ周知するよう依頼しました。

つきましては、障害保健福祉主管課においては、学校等の所管部局に対して、今年度の障害者虐待防止・権利擁護研修の開催要綱等について情報提供するとともに、別添事務連絡でお伝えした通り、本来の研修受講生である自治体職員や障害者福祉施設従事者等の受講に差し支えない範囲内で、受講定員に余裕がある場合において、別途定員枠を設けることや、オンラインでの開催などの工夫をお願いいたします。

なお、別紙については、関係省庁等と調整済みであることを念のため申し添えます。

(別添)

事務連絡  
令和2年7月29日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域生活支援推進室

令和2年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修の実施等について

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今年度の障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修について、下記のとおりとすることとしましたのでお知らせいたします。

また、今年度の都道府県障害者虐待防止・権利擁護研修の実施にあたっては、以下の点について配慮いただきますようお願いいたします。

#### 記

##### (1) 障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修について

国が実施する標記研修につきましては、障害保健福祉関係主管課長会議において令和2年11月17日(火)から18日(水)までの日程で国立障害者リハビリテーションセンターにおいて実施する予定としてお示しておりました。

本研修については、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、全ての講義、演習についてオンラインで実施をすることといたしましたので、ご承知おきください。オンライン研修実施における推奨環境や受講に係る注意事項等については追ってご連絡いたします。(日程は変更ありません。)

##### (2) 都道府県障害者虐待防止・権利擁護研修について

障害者虐待防止法において、学校の長、保育所等(保育所、認定こども園及び認可外保育施設)の長、医療機関の管理者は、研修の実施等の間接的防止措置を実施することとされております。

学校の長等の障害者虐待防止の意識を醸成し、間接的防止措置を適切に果たすことができるようにする観点から、今年度の都道府県障害者虐待防止・権利擁護研修より学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者も受講対象とするよう、受講対象者を拡大することにつきましてご検討いただくと

(別添)

もに、受講会場の配慮をお願いいたします。

また、都道府県の実施する研修について、障害者虐待防止を担当する市町村職員も受講していますが、今年度の研修実施に際して、未受講の市町村職員がいる市町村の把握及び当該市町村への受講勧奨を行っていただきますようお願いいたします。

なお、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者の受講については、全日程の受講を求めるものではなく、例えば講義部分のみの受講でも差し支えありません。さらに、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者の募集にあたっては、本来の研修受講生である自治体職員や障害者福祉施設従事者等の受講に差し支えないよう、受講定員に余裕がある場合において、別途定員枠を設けることや、オンラインでの開催などの工夫をお願いいたします。

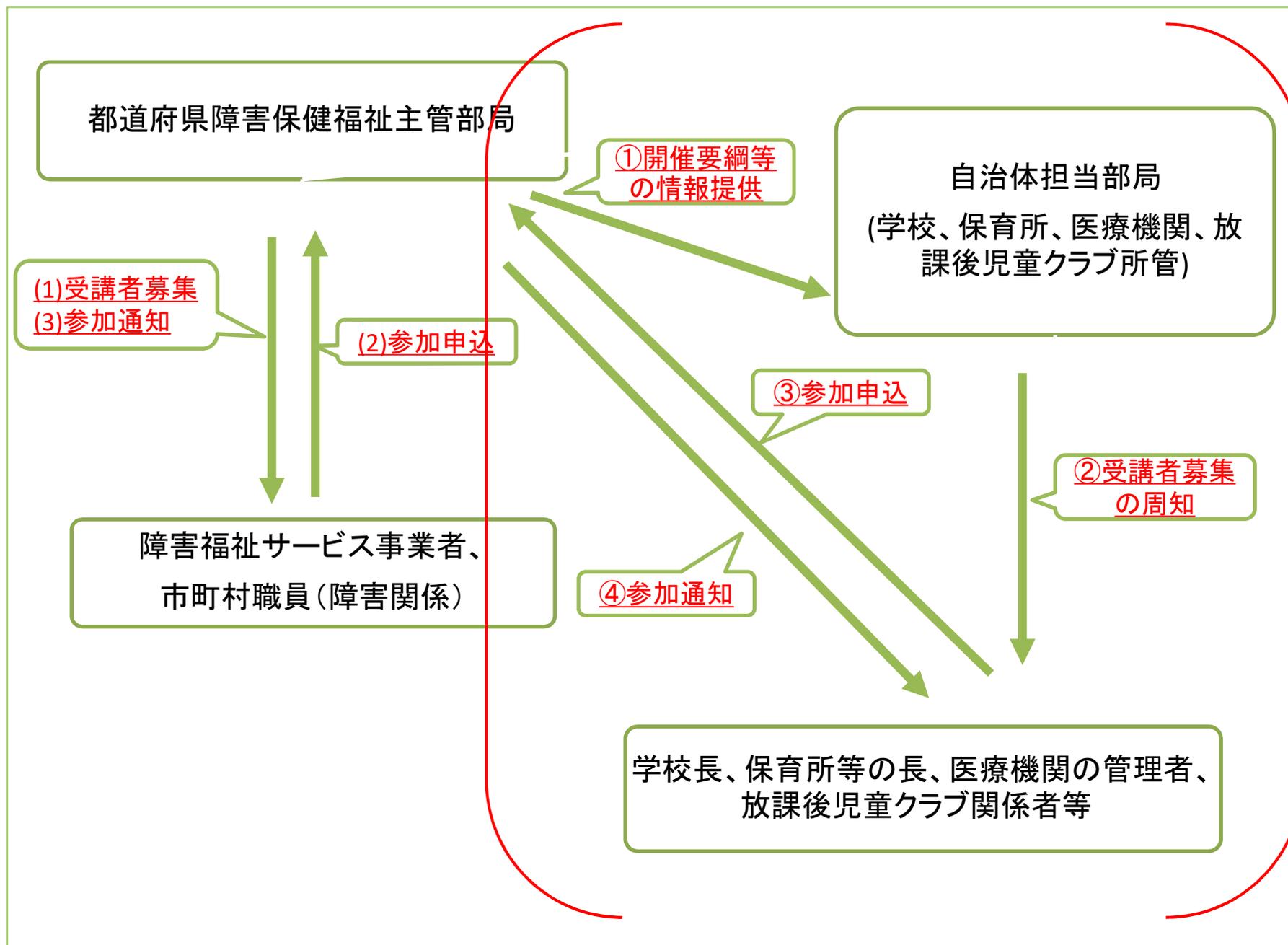
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活支援推進室

虐待防止対策係 池沼、中原

TEL : 03-5253-1111 (3149)

FAX : 03-3591-8914



令和2年11月16日

関係部局関係団体 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域生活支援推進室

## 令和2年度 障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修の受講について

厚生労働省では例年、都道府県において実施する「障害者虐待防止・権利擁護研修」の指導的役割を担う者を養成することを目的とした障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修を実施しております。例年は都道府県・市町村の障害者虐待防止対応窓口担当者や、障害者福祉施設の管理者や従業者を対象としておりましたが、今年度の研修から「学校、保育所等、医療機関」といった、障害者虐待防止法のいわゆる「間接的防止措置」が求められている機関（※）についても受講対象を拡大することとなりました。

例年では、集合型の研修にて実施しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今年度の研修につきましてはオンラインでの開催となりました。

関係団体におかれましては、研修担当者や権利擁護等のご担当理事様等に本研修の実施について御案内いただき、研修講義の視聴をお願いできれば幸いです。

また、今後、都道府県において開催される研修においても、同様に学校、保育所等、医療機関の関係者へ受講者を拡大する予定でありますので、都道府県研修をより良いものとしていくため、研修を受講された方には、ウェブアンケートへのご協力をお願いいたします。

○研修名：令和2年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修

○研修実施団体：一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 <http://zen-iku.jp/>

○研修講義動画（「共通講義」をご視聴ください） <https://gyakutaiboushi.com/>

- ・ 視聴可能期間 令和2年12月25日まで
- ・ 共通1 研修の趣旨説明・虐待対応状況調査報告（厚生労働省）25分
- ・ 共通2 障害者虐待防止総論（法成立までの経過、社会的意義）60分
- ・ 共通3 当事者の声（身体・精神障害当事者、知的障害者家族）15分×3人
- ・ 共通4 障害者虐待防止法の概要 60分

**○アンケートサイト：回答期限 12月25日（金）**

[https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSc9e9IBzWe-G8urve44P\\_QyZmpBLB8x2\\_CvogSnT7nUjhKO5g/viewform](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSc9e9IBzWe-G8urve44P_QyZmpBLB8x2_CvogSnT7nUjhKO5g/viewform)

**○お願い・注意事項**

- ・各団体、5名程度のご受講をお願いできれば幸いです。
- ・御受講された方の名簿をエクセルにご記載いただき、12月25日（金）までにメールで送信してください。（メール:katagiri-kimihiko@mhlw.go.jp）
- ・資料のダウンロードは当該ページからお願いいたします。
- ・他の講義部分（都道府県市町村自治体コース、施設従事者コース）についても視聴することも可能です、ご関心のある方はご覧ください。
- ・著作権保護のため、このサイトは非公開となっています。URLを他者に教えないでください。また、動画は保存禁止です。
- ・資料等は、視聴者本人が使用する場合に限り、ダウンロードと印刷を許可します。第三者への配布を目的としたコピーは禁止となっていますのでご理解ご協力をお願いいたします。

**○本件に関するお問い合わせ**

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室  
虐待防止対策係 虐待防止専門官（担当：片桐）

電話：03-3595-2500

メール:katagiri-kimihiko@mhlw.go.jp

**(※) 障害者虐待防止法 29条～31条**

(就学する障害者に対する虐待の防止等)

第二十九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等)

第三十条 保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第三十一条 医療機関（医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

## 令和2年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修カリキュラム

## 共通研修：障害者虐待防止法の法制度の概要と現状を理解する

科目	獲得目標	時間	講師
共通1 研修の趣旨説明・虐待対応状況調査報告	障害者虐待対応状況調査の内容を理解し障害者虐待防止に向けた国の施策を理解する。	25分	厚生労働省障害福祉課
共通2 障害者虐待防止総論 法成立までの経過、 社会的意義	障害者虐待をめぐる経過や社会的意義、障害者虐待研修を効果的に進めるための姿勢などを理解する。	60分	野澤和弘 (植草学園大学 教授)
共通3 当事者の声	身体・精神障害当事者、知的障害者家族のおかれた虐待の状況や心理、期待を理解する。	各15分	(身体障害) 玉木幸則 (知的障害) 小島幸子 (精神障害) 調整中
共通4 障害者虐待防止法の 概要	障害者虐待防止法の成立、障害者虐待防止法の意義について理解する。 「障害者虐待」の定義、「障害者虐待」に該当する場合、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、虐待行為に対する刑事罰を理解する。	60分	関哉直人 (弁護士)

- ※1 割り振られた演習開始日時までに、上から順番で視聴してください。
- ※2 講義動画と資料は、追ってお知らせする専用ホームページからアクセス(ダウンロード)してください。
- ※3 共通研修に演習はありません。
- ※4 教育関係・保育所関係・医療関係の皆さまは、原則として共通研修の視聴のみとなります。(それ以外の研修講義動画の視聴も歓迎します)共通研修部分のみ、12月25日(金)まで視聴可能としますので、幅広く視聴していただくよう、声かけをお願い申し上げます。

## 令和2年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修カリキュラム

### 都道府県市町村自治体コース(講義部分)

科 目	獲得目標	時間	講師
自治体講義1～3 養護者による障害者虐待の防止と対応	1 養護者による障害者虐待における、通報受理から事実確認、虐待判断、対応計画の策定と評価・終結の流れと各段階の対応のポイントを理解する。 2 障害者の安心で自立した生活のための支援と養護者支援の考え方を理解する。	30分	野村政子 (東都大学 准教授)
		90分	谷口泰司 (関西福祉大学 教授)
自治体講義4 事実確認調査における情報収集と面接手法	1 事実確認調査における情報収集と面接手法について理解する。 2 事例を通じて実践できるよう準備する。	90分	曾根直樹 (日本社会事業大学 准教授)
自治体講義5 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応	1 施設従事者等による障害者虐待防止の防止・対応における行政の役割を理解する。 2 施設従事者等による障害者虐待対応における、通報受理から事実確認、虐待判断、対応計画の策定と評価・終結の流れと各段階の対応のポイントを理解する。 3 障害者虐待が発生した要因の分析から改善指導・改善計画の評価などの施設に対する指導助言のポイントを理解する。	90分	遅塚昭彦 (さいたま市 自立支援協議会会長)
自治体講義6 性的虐待の防止と対応	性的虐待が起こる背景等や、性的虐待を防止するための対応を理解する。	30分	堀江まゆみ (白梅学園大学 教授)

<p>自治体講義7・8 使用者による障害者 虐待の防止と対応</p>	<p>1 使用者虐待における自治体の通報受理、 事実確認、虐待判断、都道府県への通知、労 働局への報告までの流れを理解する。</p> <p>2 市町村・都道府県・労働局の役割と連携に ついて理解する。</p> <p>3 使用者虐待における都道府県労働局の役 割と体制、連携方法について理解する。</p>	<p>60分</p>	<p>厚生労働省労働紛争処理業務 室</p>
<p>自治体講義9 都道府県の役割</p>	<p>都道府県における障害者虐待防止・権利擁護 の取組の実際を知る。</p>	<p>20分</p>	<p>千葉県障害福祉課</p>

※1 割り振られた演習開始日時までに、上から順番で視聴してください。

※2 講義動画と資料は、追ってお知らせする専用ホームページからアクセス(ダウンロード)してください。

※3 こちらの講義は、都道府県市町村自治体コースです。施設従事者コースは9ページ以降となります。

## 令和2年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修カリキュラム

### 都道府県市町村自治体コース(演習部分)

科目	獲得目標	時間	講師
自治体演習 養護者による障害者 虐待の防止と対応	1 事例を通じて通報受理、事実確認、虐待判断までの流れを理解する。	11月 17日 18日	野村政子 (東都大学 准教授) 堀江まゆみ (白梅学園大学 教授)
	2 事例を通じて養護者支援について理解する。	午前 午後 90分 ×2	手嶋雅史 (椙山女学園大学 教授) 遅塚昭彦 (さいたま市自立支援協議会会長)

※1 演習については、11月17日(火)・18日(水)の午前・午後で同内容を4回開催します。参加枠は事務局で割り振って事前にお知らせしますので、必ず1時間前からオンライン接続してください。(演習に関する詳細は、演習参加者宛てに別途お知らせいたします)

※2 演習に必要な資料(各種帳票)は、追ってお知らせする専用ホームページからダウンロードしてください。

## 令和2年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修カリキュラム

### 施設従事者コース(講義部分)

科 目	獲得目標	時間	講師
施設講義1 総論・障害者虐待の防止	虐待事案を契機に、それまでの事業所としてのあり方を見直し、支援の質の向上を果たした事業所の事例を学び、事業所の支援に活かす。	60分	吉岡祐二 ((福)南高愛隣会)
施設講義2 通報の意義と通報後の対応	1 障害者虐待の通報者が、虐待が起きた施設自らの通報が増加している実態を理解し、通報義務の意義が、虐待を受けた障害者を守ることはもちろん、虐待した職員、施設・事業所、設置者・経営者のすべてを救う道であることを理解する。 2 虐待を隠蔽しようとした場合罰則、通報者の保護、被虐待者と家族が置かれる立場を理解する。	60分	曾根直樹 (日本社会事業大学 准教授)
施設講義3 運営者の責務と虐待防止委員会	虐待防止は組織的な取り組みでしかできないことを理解し、運営者の責務と事業所の虐待防止の体制整備について理解する。	90分	松上利男 ((福)北摂杉の子会)
施設講義4 虐待が疑われる事案への対応	自事業所で虐待が疑われる事案が生じた場合の具体的な対応について理解する。	50分	岩上洋一 ((福)じりつ)
施設講義5・6 身体拘束・行動制限の廃止と支援の質の向上	1 やむを得ない理由による身体拘束の要件を理解する。 2 主に肢体不自由のある利用者に対する身体拘束と座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用に関する考え方を理解する。	50分	白江浩 ((福)ありのまま舎)
	行動障害のある利用者に対する行動制限の廃止に向けた適切な支援のあり方について理解する。	45分	中野喜恵 ((福)はるにれの里)
施設講義7 虐待があった場合の対応	1 虐待が認定された場合の行政の対応を理解する。 2 虐待を受けた障害者の保護に対する行政からの要請に対する協力と、保護された障害者への対応方法について理解する。	60分	中西昌哉 ((福)世光福祉会)

※1 割り振られた演習開始日時までに、上から順番で視聴してください。

※2 講義動画と資料は、追ってお知らせする専用ホームページからアクセス(ダウンロード)してください。

※3 こちらの講義は、施設従事者コースです。都道府県市町村自治体コースは2~8ページとなります。

## 令和2年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修カリキュラム

### 施設従事者コース(演習部分)

科目	獲得目標	時間	講師
Ⅲ 運営者の責務と虐待防止委員会	虐待防止の組織的な取り組みとして、虐待防止委員会の整備がある。虐待防止委員会の役割と機能を講義と演習で理解し、自事業所で設置できるようになることを目標とする。	11月 17日 18日  午前 午後 110分 ×2	林晃弘 (福)フラット) 曾根直樹 (日本社会事業大学 准教授) 竹嶋信洋 (株)ベストサポート) ほか 調整中

- ※1 演習については、11月17日(火)・18日(水)の午前・午後で同内容を4回開催します。参加枠は事務局で割り振って事前にお知らせしますので、必ず1時間前からオンライン接続してください。(演習に関する詳細は、演習参加者宛てに別途お知らせいたします)
- ※2 施設従事者コースの演習については、演習に必要な講義を事前視聴していただきます。専用ホームページへアクセスして演習本番までに必ず視聴してください。また、講義資料は専用ホームページからダウンロードしてください。

以上

令和2年度 障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 オンライン研修 参加名簿(報告用)

団体名	
-----	--

No	お名前	勤務先	肩書
①			
②			
③			
④			
⑤			

※12月11日までにお送りください。送信先: katagiri-kimihiko@mhlw.go.jp